

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 7 件

福井厚生年金 事案 502

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 39 年 3 月 11 日まで

私は、昭和 39 年 3 月の結婚に伴って A 社を退職し、長男出産後の 40 年 8 月から家業の B 社で厚生年金保険に加入した。60 歳前に社会保険事務所（当時）で年金相談をした際、同社における厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金として支給済みとなっていることを知った。しかし、私は、退職時に会社から脱退手当金の説明を受けたことは無く、支給決定されたこととなっている 40 年 3 月は出産直前であり社会保険事務所に行って脱退手当金を請求した記憶も無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年後の昭和 40 年 3 月 19 日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、脱退手当金が支給決定されたこととなっている日から約 4 か月後の昭和 40 年 8 月 1 日に、申立人の夫の家業である B 社において厚生年金保険被保険者資格を再取得していることが確認できる上、当該再取得は、長男を出産した同年 * 月 * 日から約 3 か月半後であること、及び出産を間近に控えて社会保険事務所に行った記憶は無いとする申立人の供述に不自然さは無いことなどを考え合わせると、その当時、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

さらに、当該脱退手当金の支給決定後に再取得した申立人の厚生年金保

険被保険者資格に係る被保険者台帳記号番号は、申立期間と同一の被保険者台帳記号番号になるよう加入手続が取られていることを踏まえると、申立人は、脱退手当金を受給したものとして認識していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年5月1日から36年1月14日まで
② 昭和36年7月16日から38年7月26日まで
③ 昭和41年2月7日から42年2月11日まで

申立期間に係る厚生年金保険の被保険者期間については、A社を退職後に脱退手当金が支給されたこととなっているが、私は、脱退手当金を請求したことや受給した記憶は無いので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①より前にある4回の被保険者期間及び申立期間②と③に挟まれた2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、申立人がこれら6回の被保険者期間の全てを失念して請求するとは考え難い。

また、申立期間に係る脱退手当金については、昭和42年6月20日に支給決定されたこととなっているが、同日から約4か月後には別の事業所で厚生年金保険の被保険者となっており、その後も申立人が婚姻するまでの間は、繰り返し厚生年金保険に加入していることを踏まえると、申立人が当該時点において脱退手当金を請求する動機が判然としない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 53 年 6 月までの期間及び 59 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月から 53 年 6 月まで
② 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、勤務先を退職した昭和 52 年 4 月当時、妊娠中であったことから、亡くなった義父が、A 町役場（現在は、B 町役場）に出向いて、私の国民年金の加入手続（付加年金を含む。）を行い、保険料については、私が、定額保険料に 1,000 円から 1,100 円ほどの付加保険料を添えて、金融機関等で毎月納付していた。また、私は、54 年 11 月に国民年金に任意加入した後、59 年 4 月 1 日に被保険者資格を喪失したこととなっているが、資格喪失の手続きを行った記憶は無く、申立期間①及び申立期間②が国民年金の未加入期間となっていることに納得できない。

なお、私は、20 年ほど前に、社会保険事務所（当時）で国民年金の加入状況を調べてもらい、「あなたに未納となっている期間はありません。ご安心ください。」と言われたことを鮮明に記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、昭和 52 年 4 月頃、亡くなった義父が A 町役場で国民年金及び付加年金の加入手続を行い、申立人自身が定額保険料及び付加保険料を毎月納付し、申立期間②については、59 年 4 月 1 日付けで国民年金の被保険者資格喪失手続を行った記憶は無いと主張している。

しかし、申立期間①について、申立人が所持する年金手帳には、初めて国民年金被保険者となった日として、「昭和 54 年 11 月 1 日」と記録され

ており、このことは、申立人に係る市町村国民年金被保険者名簿及びオンライン記録とも一致していることから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、申立人は、申立期間の定額保険料及び付加保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、その義父が国民年金の加入手続を行ったとしており、申立人自身は直接関与しておらず、その義父も既に死亡していることから、国民年金の加入手続状況に関して具体的な供述が得られない上、申立人が毎月納付したとする付加保険料額は、申立期間当時の同保険料額と著しく相違しているなど、申立内容は不自然である。

申立期間②について、申立人が所持する年金手帳において、申立人は昭和54年11月1日に国民年金の任意加入被保険者となった後、59年4月1日に同被保険者資格を喪失し、61年4月1日に第3号被保険者となることが確認でき、このことは、市町村国民年金被保険者名簿及びオンライン記録とも一致していることから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の氏名について、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

なお、申立人が、社会保険事務所から「未納となっている期間は無い。」との説明を受けたとしている点について、申立期間①及び②当時は、配偶者が厚生年金保険被保険者である場合、国民年金への加入が任意であり、加入していない期間については、保険料の納付義務が無く、未納期間ではないことから、申立人には、上記のような説明が行われたものと考えられる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月から平成 5 年 8 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月から平成 5 年 8 月まで

私は、20 歳当時から父親が経営する事業所で働き、昭和 45 年 3 月からは国民年金に加入して保険料を納付していた。しかし、58 年 10 月頃、給料が減らされたことから保険料の納付が困難となり、市役所に相談したところ、以降の保険料を免除してもらえることとなった。

しかし、私の年金記録を年金事務所で確認したところ、申立期間は国民年金の未加入期間となっており、保険料が免除されていた記録は無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 10 月頃、国民年金保険料の納付が困難であることを市役所の窓口で相談したところ、以降の保険料が免除されることになったと申し立てている。

しかしながら、申立人の国民年金被保険者資格については、申立人が市町村職員共済組合員である申立人の妻と婚姻した昭和 50 年 5 月*日付けで強制加入被保険者から任意加入被保険者へ種別変更されていることがオンライン記録により確認でき、任意加入被保険者については、国民年金への加入自体が任意であることから、制度上、保険料の免除制度が適用されることは無く、申立内容とは符合しない。

また、申立人は、オンライン記録において、昭和 58 年 10 月 26 日に任意加入被保険者資格を喪失していることが確認でき、このことは市町村国民年金被保険者納付記録票（電算記録）において「喪申 S58.10.26 申出」と記録されていることとも一致していることから、申立期間は、国民

年金の未加入期間であり、このことから、申立人は、申立期間に係る保険料の申請免除手続を行うことができなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、オンライン記録により申立人の氏名について複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

福井厚生年金 事案 504

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月5日から28年11月1日まで
私は、昭和26年4月5日からA社で勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格取得日については、28年11月1日となっている。
申立期間中において、私の給与からは厚生年金保険料が控除されていたと思われるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された採用簿において、申立人は、「傭員」として、昭和26年4月5日に採用されたことが記録されていることから、申立期間当時、申立人が同社B出張所に継続して勤務していたことは確認できる。

しかし、当該事業所が、申立人と同様に昭和26年4月に傭員として採用したとする男性3人のうち2人については、申立人と同様に28年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、その2人のうち1人については、申立人は、「私と同じ日にA社B出張所で採用された同僚であり、同じC業務に従事していた。」旨を供述している。

また、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険被保険者資格取得日が申立人と同日であり、連絡先が判明した男性同僚23人に対して文書照会を行ったところ、21人から回答があったが、そのうち10人は、「当時、当該事業所には試用期間が有り、採用されてから一定期間が経過した後厚生年金保険に加入した。」と回答しており、そのうち一人は、「試用期間中の給与からは、厚生年金保険料が控除されなかった。」旨を回答している。

さらに、当該事業所に係る上記被保険者名簿において、昭和28年11月

1日に、申立人を含む90人が厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるが、そのうち多数の者について自らが主張する入社日と資格取得日が異なっていることから、申立期間当時、同事業所では、一定の期間内に採用した者について、まとめて厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福井厚生年金 事案 505

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 2 月 2 日から 37 年 7 月 29 日まで
② 昭和 37 年 11 月 25 日から 40 年 2 月 13 日まで
③ 昭和 41 年 5 月 11 日から 42 年 9 月 1 日まで

私は、申立期間当時は、脱退手当金制度が有ったことを知らず、脱退手当金を請求したことや受給した記憶は無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

しかし、申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、昭和 42 年 9 月 21 日に、申立期間に係る最終事業所である A 社の管轄社会保険事務所(当時)に提出されていること、及び申立人がその当時居住していたとする申立人の姉の住所地が記載されていることが確認できる上、脱退手当金計算書等の関係書類には、支払決定通知書を当該住所地近隣の郵便局に提示し、受給する取扱いであったことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかぬことから、同通知書については、当該同住所地に送付されたものと考えられるとともに、当該請求書類には A 社が作成した申立人に係る退職所得の源泉徴収票が添付されていることを踏まえると、申立人の意思に基づく脱退手当金の請求手続がなされたものと考えられる。

また、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性について、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 42 年 9 月 1 日の前後 2 年以内に資格喪失し、2 年以上の被保険者期間のある

者 22 人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、脱退手当金の支給記録が確認できるのは、申立人を含む 4 人のみであるものの、そのうち申立人及び元同僚 1 人については、資格喪失日から 3 か月以内に支給決定されている上、申立人及び元同僚 3 人に係る脱退手当金裁定請求書の「最後に被保険者として使用された事業所」欄には、A 社の名称及び所在地に係る同一のゴム印又は会社印が押されていることが確認できることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立期間の脱退手当金は、計算上の誤りは無い上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

福井厚生年金 事案 506

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年12月15日から22年5月20日まで
② 昭和28年3月15日から同年10月30日まで
③ 昭和28年11月1日から31年3月20日まで

年金事務所から確認はがきが届いたので年金記録を確認したところ、脱退手当金の支給記録があるとの説明を受けたが、申立期間当時、脱退手当金の制度を知らず、脱退手当金を請求したことや受給した記憶も無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和31年3月20日の前後3年以内に資格喪失し、2年以上の被保険者期間のある者23人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む6人に脱退手当金の支給記録が確認でき、申立人については、資格喪失日から約2か月後に、残る5人については、資格喪失日から4か月以内に、それぞれ支給決定されていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性を否定できない。

また、申立期間に係る脱退手当金は、昭和31年5月21日に支給決定されているところ、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったこと、及び申立人は、A社を第二子出産のため退職したとしており、その後約14年余にわたって厚生年金保険への加入歴が無いことを考え合わせると、当時、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 5 月 10 日から 39 年 10 月 12 日まで
社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることが分かった。
私は、申立期間当時、脱退手当金の制度を知らず、脱退手当金を請求したことや受給した記憶も無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和39年10月12日の前後3年以内に資格喪失し、2年以上の被保険者期間のある者18人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、14人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む13人が資格喪失日から6か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和39年12月1日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年8月20日から30年2月28日まで

私は、申立期間当時、脱退手当金の制度を知らず、脱退手当金を請求したことや受給した記憶が無いので、当該期間に係る脱退手当金を請求し受給したことが確認できない限り納得できない。

また、申立期間当時、当該事業所には、私と同姓同名の者が勤務していたと思うので、その者に支給決定された脱退手当金が私の年金記録に誤って記録されていないかを調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後10ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和30年2月28日の前後2年以内に資格喪失し、2年以上の被保険者期間のある者23人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、16人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む12人が資格喪失日から約7か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性は高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、脱退手当金に係る資格期間、支給金額及び支給年月日が記載されており、当該支給記録はオンライン記録と一致しているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された昭和30年10月14日当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期

間が無ければ年金は受給できなかつたところ、申立人には、申立期間における被保険者資格喪失日から当該通算年金制度が創設されるまでの間、厚生年金保険の加入記録が無い上、申立人は、申立期間に係る事業所を退職後、再就職する意思が無かつた旨を供述していることを考え合わせると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえ無い。

加えて、申立人は、「申立期間当時、A社には私と同姓同名の者が勤務していたと思うので、その者に支給決定された脱退手当金が私の年金記録に誤って記録されていないかを調べてほしい。」と申し立てているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人と同姓同名の者は確認できない上、同姓又は同名であり脱退手当金の支給記録が無い者5人に係る資格喪失年月日及び被保険者期間等を確認したが、いずれも申立期間に係る支給記録とは相違しており、ほかに別人の支給記録が申立人に誤って記録されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 23 日から同年 8 月頃まで
私は、A社本店に昭和 43 年 3 月 4 日に入社し、同年 8 月頃まで継続して勤務したが、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年 4 月 23 日となっており、納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社本店に昭和 43 年 3 月 4 日から同年 8 月頃まで継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、当該事業所の事業主は、「申立人が勤務していたことは記憶しているが、資料等が無いので、勤務していた期間は不明である。」と回答しているほか、申立期間当時、当該事業所に勤務していた同僚 32 人に対して文書又は電話により照会したところ、回答の有った 20 人についてはいずれも、「申立人のことは覚えていない。」旨を供述しており、申立人が申立期間当時、当該事業所において勤務していたことをうかがわせる具体的な供述は得られない。

また、上記同僚のうち申立人が一緒にB業務をしていたとして名前を挙げた同僚は、「私はB業務を担当し、会社の社員寮に居たので、半年程度も寮に居た者なら付き合いもあったと思うが、申立人のことは覚えていない。」旨を供述している。

さらに、上記 20 人の同僚のうち、申立人と仕事内容が同じと認められる 8 人については、その全員が、自身が記憶している退社日とオンライン記録における厚生年金保険被保険者資格喪失日が一致していると回答していることから、事業主が、申立人の勤務期間継続中に厚生年金保険の被保

険者資格を喪失させたとは考え難く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人は、昭和 43 年 3 月 4 日に資格を取得し、同年 4 月 23 日に資格を喪失していることが記録されており、このことはオンライン記録とも一致している上、同被保険者名簿の備考欄には、健康保険被保険者証を返還したことを示す「証返」の表示が確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福井厚生年金 事案 510

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 11 月頃から 40 年 10 月頃まで
私は、昭和 38 年 11 月頃から 40 年 10 月頃まで A 社で勤務していたが、その全ての期間について厚生年金保険の加入記録が無いので私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述から、勤務期間は明らかではないが、申立人が A 社で勤務していたことは認められる。

しかし、当該事業所については、同事業所に係る事業所台帳及びオンライン記録により、昭和 40 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間のうち 38 年 11 月頃から 40 年 3 月 1 日までの期間については適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立期間当時に当該事業所で勤務していたと回答している複数の元同僚は、同事業所の勤務期間のうち、厚生年金保険の被保険者資格を取得する以前の期間については、国民年金に加入し、保険料を納付していることがオンライン記録により確認できる上、そのうち一人は、「同事業所が厚生年金保険に加入するまでは、従業員数が少なく厚生年金保険に加入できなかったため、国民年金に加入していた。」旨を回答している。

さらに、元事業主の妻は、申立人の勤務期間について、「A 社が厚生年金保険の適用事業所となる前後数か月分に係る給与の明細が残っていたが、申立人に係るものは無かったので、申立人が勤務していたのは、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となる以前の期間であったと考えられる。」旨を供述している。

加えて、複数の元同僚に照会を行ったところ、回答があった二人は申立人のことを記憶していると回答しているものの、申立人の勤務期間及び給与から厚生年金保険料が控除されていたことについて、具体的な供述を得ることはできないため、申立人の正確な勤務期間及び勤務実態は不明である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。